

平成27年5月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年5月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成27年5月7日（木）午後3時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第2号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第3号 市川市中高連携推進に関する基本構想の策定について
議案第4号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等
に関する規則の一部改正について
議案第5号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第6号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第7号 平成27年度市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第8号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承
認について
議案第9号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費
予算について
議案第10号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選
任について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第2号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第3号 市川市中高連携推進に関する基本構想の策定について
議案第4号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等
に関する規則の一部改正について
議案第5号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第6号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第7号 平成27年度市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第8号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承

認について

議案第9号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費
予算について

議案第10号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選
任について

2 その他 (1) 平成27年度中学生海外派遣事業について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 英美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	秋本 悅生
学校教育部長	山元 幸恵
学校教育部次長	小松 秀夫
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	小倉 貴志
指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦
教育センター所長	北川 喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主幹 室岡 稔

" 主幹 根本 泰雄
" 副主幹 宮内由美子
" 副主幹 岡田 靖弘
" 主任 大島 裕美

○ 教育長

それでは、ただいまから、平成27年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。始めに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、内田委員、平田史郎委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第2号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

まず、今回、教育振興審議会に諮問いたします理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に、「毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定しております。本市は、この規定に基づき、平成26年度におきましても教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、3月より教育委員会事務局内の点検・評価を進めてきたところでございます。なお、この点検・評価につきましては、同法第26条第2項におきまして、さらに、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されております。したがいまして、この規定に基づきまして、学識経験者の知見の活用を図るため、「市川市教育振興審議会」の意見を求める必要がございます。のことから、同審議会に諮問するものでございます。 それでは、諮問の内容についてご説明いたします。議事日程の2ページ、「諮問書」をご覧ください。諮問の内容は、教育委員会が行いました点検・評価結果について、「市川市教育振興審議会」の意見を求めるものでございます。 続きまして、諮問資料別冊「教育委員会点検・評価報告書（案）」につきまして、ご説明いたします。本報告書（案）は、教育委員会事務局内の点検・評価の結果を集約したものでございます。本日は、教育委員の皆様に本報告書（案）についてご審議いただき、修正すべき点について、この会議中に修正し、「教育委員会報告書（案）」としてまとめていただきますようお願いいたします。なお、以前は、勉強会でご説明させていただいた上で、ご意見を頂戴しているところでございますが、4月の勉強会においてご報告いたしました、評価サイクルを充実していく関係上、昨年度に引き続きまして、本会議でのご説明となりますことをご容赦いただきたいと思います。それでは、時間も限られていますので、早速、教育委員会事務局における点検・評価の結果をご説明させていただきます。別冊の1ページをお願いいたします。まず、今年度より第2期市

川市教育振興基本計画についての点検・評価となります。第2期市川市教育振興基本計画の第5章「計画の推進」には、検証改善サイクル（P D C Aサイクル）の実践といたしまして、毎年度、成果指標を用いて施策を評価し、施策の改善につなげていくと記載されております。2期計画では、41の施策がその対象となります。また、昨年度より、実施事業につきましては、特に優先すべきものは、重点事業として19の事業を公表しております。その点検も実施しております。それでは、結果の全体的な概要についてご説明いたします。諮問資料の3ページ「2 重点事業進捗一覧」をご覧ください。対象となる19の重点事業のうち、A評価「計画どおり進め、顕著な効果が見られた。」、B評価「計画どおり進め、効果が見られた。」これを合わせました18事業、全体の94.7%でございます。続きまして、施策の評価につきましては、4・5ページに一覧表を掲載しておりますので、ご覧ください。施策ごとに、施策の達成状況欄に・「施策の実現は図られてきているとした施策については、○印」を、・「施策の実現は図られてきているとはいえないとした施策については、▲印」を付しております。平成26年度は、41の施策のうち、34の施策、全体の82.9%において、「施策の実現は図られてきている（○印）」としております。それでは、点検・評価の結果についての本日の説明方法を申し上げます。本日は、時間も限られておりますので、事務局点検の際に、重点事業の進捗がC「計画どおりに進めたが、効果は見られなかった。」事業のご説明、そして、施策の実現が▲「図られてきているとはいえない」施策についてご説明させていただきまして、それ以外の施策等につきましては、ご説明を省略させていただきます。なお、委員の皆様には、基本的方向「1子どもの姿」、2「家庭・学校・地域の姿」、3「市川の教育の姿」ごとに、ご説明させていただいた後に、事務局の点検・評価結果について、適当か否か、ご審議いただきたく存じますので、よろしくお願ひいたします。それではまず、『基本的方向1子どもの姿』についてご説明いたします。はじめに、報告書（案）の32・33ページの「1－4－3キャリア教育の推進」でございます。33ページの1. 施策の現状・課題および2. 対応をご覧ください。「成果指標は概ね良好な状況にあるものの、数値が上がってこないことから、更なる改善が必要であり、今後は、小中高の連携を図り、発達段階に応じた指導の充実が必要である」といたしました。これは、32ページに記載されております指標1「将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある」と回答する児童生徒の割合が、平成26年度の現状値79%が前年度80%より減少したことを受けたものでございます。続きまして、報告書（案）の34・35ページの「1－4－4 防災教育の推進」でございます。35ページの施策の現状・課題と対応でございますが、「重点事業の進捗は概ね良いが、成果指標は横ばいの状態であることから、施策の実現は十分図られてきているとはいえない。災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・

対応力の育成が課題であり、今後は、教育課程特例の「塩浜ふるさと防災科」の成果等を広めるように努める、といたしました。これは、34ページの指標1・2の現状値が横ばい傾向であることを受けたものでございます。続きまして、報告書（案）の36ページをご覧ください。「1－5－1歴史や文化に関する教育の推進」では、38ページに「重点事業の効果は見られるが、成果指標が低下したこともあり、施策の実現は十分図られてきているとはいえない。地域への関心の低さが課題であり、今後は、地域への関心を高める工夫が必要である、といたしました。こちらにつきましては、36ページの指標1「市川市の歴史や文化に関する心があると回答する児童生徒の割合」が、前年度45%より減少したことを受けたものでございます。「基本的方向1 子どもの姿」についてのご説明は以上でございます。なお、先ほど申し上げましたが、それ以外の施策につきましては、ご説明は、省略させていただきました。それではまず、「基本的方向1 子どもの姿」について、ご意見を頂戴いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

今の説明のところではないのですが、教えていただきたいのです。1－2－1 確かな学力を育成する取り組みの推進で、Bの理由と成果指標の2、学校は100%で、教職員は85%。3が、学校が97%で、教職員が92%。この分析のところにも書いてあるのですが、やや厳しい自己評価を厳しく取られたということはわかるのですけれども、そんなに厳しくしなくともいいのかなと、すごく甘い考えを持っていました。それでこの2と3の違いと、この数値の違いというのですか、問題解決的な学習を重視している学校が100%なのだけれども、生徒指導の機能を生かした学習は進んでいない、この辺は関連しないのかなと。別個に捉えた数値でどうなのかなと。その辺のちょっと説明をしていただければ助かるのですけれども。そんなに厳しい評価でなくともいいかなと。

○ 指導課長

まず、2の成果指標の問題解決的な学習を重視して、年間を通して、言語活動や体験活動を意欲的に授業に取り入れている学校・教職員の割合ということですが、これは簡単に申し上げますと、知識を押し付けるような形でどんどん教師主導型でやっていくのではなくて、子ども達が自ら考えるという授業を実践していますかという質問に対する回答でございまして、学校も教職員の方もこれについては、自覚的に子ども達に考えさせる授業に取り組んでいるという結果となっていると考えております。また、3の方は児童生徒の実態に応じ、生徒指導の機能を生かした授業づくりに取り組んでいる学校、教職員の割合ということですが、実際に指導課が年間15校近く、学校訪

間によって集中的に学校の先生方の授業全ての指導に伺っております。子ども達の実態をふまえた授業として、特別支援教育の観点でありますとか、子ども達が自分自身を認められると実感できる自己有用感が持てるような授業であるとか、そうした授業を生徒指導の機能を生かした授業と呼んでいるわけですけれども、訪問した授業はそういう観点での指導案が作られており、実際にそういう授業が展開されております。この実態からいたしますと、生徒指導の機能を生かした授業づくりという言葉は県の教育委員会からもともとは取り上げられたのですけれども、非常に浸透してきているなというふうに考えているところです。ですが、実際の数値的なデータを見ますと、このようになっておりますので、先生方もやはり意欲がこういう方向で頑張ろうということに対する意識が高まったというふうに捉えてはおりますけれども、そのことにこちらが甘えるのではなく、やはり方向性はその方向性でお一層、取り組んでいくべきというふうに判断しているところでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

はい。厳しいね。自分達にとって。まあそれが質を高めることに繋がるのだろうと思うので、それはそれで結構です。

○ 小林委員

先ほどのお話にはなかったのですが、1－3－1望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進というところで、降雪のために2次検診を受けなかつた子がいたために、有所見者が25年が20%で、昨年度26年度が24%になつたというのですが、ちょっとよくわからないのですが、概ね達成されていることだと結論はそうなのですけれども、昨年、降雪のため2次検診を受けなかつた対象者が希望し、というのは、ちょっと文章がおかしいのじゃないのかなと。要するに2次検診を受けなかつた子が出たために有所見の割合が4%増えたというのでしょうか。ちょっと私にはこの文章がおかしいように思います。

○ 保健体育課長

確かにおっしゃる通りだと思います。文章がおかしいと思います。

○ 小林委員

結局、2次検診に雪のため受けなかつた人が増えたために、さらに削られるところが、その1次検診の有所見者がそのままなった可能性が強いと。

○ 保健体育課長

有所見者の割合というのは、2次検診を受けても受けなくても、有所見者の率が変わることではございません。ここで申しております、降雪のため2次検診を受けなかつた対象者が、希望し、というのは文章表現の間違いだと思います。

○ 小林委員

1次検診では引っかかったけど、2次検診で我々のところにいらして、何でもないよということになって、結局はその方が陰性、有所見ではないということに入るということだと、僕は思うのですけれども。

○ 保健体育課長

最初のすこやか検診、いわゆる小児生活習慣病の1次検診を受けた時に、その中で1点以上の子ども達を有所見者と言っております。その子ども達の中で、2次検診を受ける子ども達というのは、3点以上の子ども達で、その子ども達が、今度は医師会館で、お医者さんの元で2次検診を受けることになります。今回は2次検診の日に雪が降ってしまったために、2次検診を受ける子ども達が少なくなってしまったということを書いたのですが、少しこの文章はおかしかったと思いますので、修正をさせていただきたいと思います。

○ 小林委員

結局、一昨年より昨年度は4%、有所見者は増えているということは間違いない訳ですね。

○ 保健体育課長

間違いではございません。

○ 小林委員

しかし、その概ね施策の実現は図られているという評価でよろしいですか。

○ 教育長

では、現段階では議事が止まってしまいますから、この後、勉強会等々もありますので、その時間帯を縫って精査していただいて、それでご提示いただくということいかがでしょうか。

○ 小林委員

結構です。

○ 教育長

その方が明確になると思いますので、そのようにします。他にございますでしょうか。

○ 平田信江委員

防災教育の推進のところで、事業概要として防災意識を高めるために教育を推進するということで、計画の各園・各校独自の取組をされていらっしゃいますし、実績としても、実績率は100%ということで、各学校工夫をこらした取組が増えているということで、すごく素晴らしいのではないかなと思うのですけれども、成果指標のところが横ばいということで、B評価ということだと思うのですが、災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力、対応力の育成が課題であるということなのですけれども、これは対応として、塩浜ふるさと防災科の成果を広めるようにするというところで、対

応をされると書いてあるのですけれども、市の危機管理課の方が行っている、市内の小学校を拠点とした防災訓練を確か、昨年度からやっていると思うのですが、そことの連携というのは考えてはいらっしゃらないのですか。

○ 指導課長

学校では、市の危機管理課などと合同で、例えば小学校の場合ですと、教育課程内で、避難訓練を実施した折に、煙の中の煙中の避難の訓練ですか、あるいは放水の消火訓練ということをやってみたり、あるいは祭りと呼ばれている小学校の文化祭ですかの中でも、その場に消防車を来てもらったりして、様々な形で防災教育を進めているところでございます。従いまして、市の危機管理課とも協力をして進めております。

○ 平田信江委員

昨年度もやったのですけれども、この日と日にちを決めて、市川市内全体で防災訓練を実施していると思うのです。各小学校が拠点になるので、そこに危機管理課の方がいらして、拠点を立ち上げて、住民がそこに集まってきてということをやったと思うのですけれども、そこにもし、地域の方たち、そしてそこに子ども達が小学校を拠点と一緒にできたら、もうちょっと色々と勉強ができるのかなという感じがしたのですけれども。

○ 指導課長

所管が教育委員会ではないものですから、実際にそこに教育委員会が施策として打つことは難しいところでございますが、実際の実態を見てみると、小学校の防災拠点のところで、避難訓練ですかをやった場合には、学校の管理職も、それから参加校の職員も入っておりますし、市の職員も、子ども達も各自治会毎あるいは、子ども会毎の訓練として一緒にやっているという点では、生涯学習という立場では進めていると自分も現場おりました時に承知しているところでございます。先ほどお答えいたしましたのは、教育課程の中で、学校の中で危機管理課と協力、連携をして、進めているかについては、先ほどのような実体験がありますとお答えを申し上げました。以上でございます。

○ 平田信江委員

わかりました。

○ 五十嵐委員

それに関連して、防災推進の対応のところに今後は、教育課程特例の「塩浜ふるさと防災科」、今後というのはどの位を見通して、まだ、塩浜小中一貫校はこの4月に立ち上げて、防災科の教育課程も進めているところなので、成果がわかるというのは、いつ頃を見通して、それを今後どう市内に活かすのかというのが、どのような見通しを持たれているのか、教えてください。

○ 指導課長

これにつきましては、実際「塩浜ふるさと防災課」の教育課程特例がありましたのが、昨年度末でございましたので、実際に「塩浜ふるさと防災科」の中身について検討するのは、現在取り組んでいるところでございます。指導課の職員も指導に行って、カリキュラムの小学校1年生から9年生までのカリキュラムを作るということで、本年度、中身について検討あるいは作成することにまず取り組んでいるところでございます。しかしながら、それがすぐに効果となって表れていくのは、実際に総合的な学習の時間の形の中での「塩浜ふるさと防災科」という形でございますので、本当にそれをカリキュラムが活きたかどうかという検証もしつつ行わなければなりません。すぐに効果があるかどうかというところについては、やはり9年かかるものというふうに考えております。従いまして、それを市内に紹介していくということになりますと、やはりそれと並行することになりますので時間はかかるだろうと考えます。したがいまして、ここでの対応はそのように書きましたけれども、先程は成果指標の1と2の中で、2のところになりますが、1の実際にどういう行動を取れば良いかということは、子ども達がシェイプアップ訓練ですとか、総合防災教育の日にあるいはそれ以外にも毎学期やっているということで、パターン的な訓練としてはかなり浸透してきているというふうに思います。ですが、例えば通学路の途中であるとか、あるいは遊んでいる最中に道路が沈んでいるといった時にどういうふうに対応していくのかということは、まだまだこれからということになりますので、その点では、なお一層充実に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

その対応というのは、もうちょっと補足しないといけないですね。9年先の成果を見て、今後の対応とするにはちょっと不足。そこはわからないのですけれども。

○ 指導課長

よろしければ、今、申し上げました、応用として子ども達が危機回避能力ですとか、自分の身の安全を守るような取組を進めていくとともに、こういった「塩浜ふるさと防災課」の成果を広めていくということの2点を記載させていただくということでおろしいでしょうか。

○ 五十嵐委員

はい。

○ 教育長

その他にございませんか。よろしいでしょうか。続いて、基本的方向2について、お願いします。

○ 教育政策課長

続きまして、『基本的方向2 家庭・学校・地域の姿』についてご説明いた

します。報告書（案）のまず57ページをご覧ください。「2－2－5 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実」、58ページの施策の現状・課題及び対応をご覧ください。「成果指標は、横ばいの傾向で、60%台を推移していることから、施策の実現が十分図られてきているとはいえない。今後は、今年度から新たな学校教育三ヵ年計画を実施することにより、各学校の特色ある取り組みを推進していくことが必要である、といたしました。これは、指標1「学校は、特色ある取り組みや教育を進めていると思うと回答する保護者の割合」の現状値が近年横ばいの状態であることを受けたものでございます。続きまして、報告書（案）の59ページをご覧ください。「2－3－1 地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実」でございます。60ページの施策の現状・課題及び対応をご覧ください。「重点事業の効果は見られるが、低下した指標もあることから、施策の実現が十分図られてきているとはいえない。青少年指導者育成に関する講習会等においては、中学生や高校生が参加しやすい日程の設定が課題であり、多忙な中学生や高校生が参加しやすい日程の設定が必要である、といたしました。こちらは、59ページの指標1の現状値が7ポイント減少していることを受けたものでございます。「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についての説明は以上でございます。

○ 教育長

それでは基本的方向2につきまして、質疑等ありましたら、お願ひいたします。

○ 内田委員

2－2－3 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善のところで、成果指標、学校関係者評価の結果を公表した学校の割合なのですけれども、若干、26年度は横ばいですけれども、これは目標は平成30年度で100%ということなのですけれども、学校関係者評価の結果を公表した学校、これは学校関係者評価をやってくださいということは言っている訳で、それに対して公表した学校の割合が78%な訳なのですけれども、これはやっていても公表していない学校があるのですか。

○ 義務教育課長

学校評価自体については、全ての学校は公表しているのですけれども、それを基にして、所謂、市川では学校評議員制度を導入しております。その中で、その結果を審議した内容を教育委員会への報告はしているのですけれども、それをホームページあるいは学校便り等でまだ十分に公表できていない学校が一部あるという状況でございます。以上でございます。

○ 教育長

よろしいでしょうか。

○ 内田委員

はい。

○ 教育長

ほかに。

○ 小林委員

2-2-1、教職員の指導力の向上というところで、若干、25年度から少し低下していらっしゃって、それは先生方が若い方が増えたということで、多分、団塊の世代の方が退職されたということが影響しているのかと私は思いますが、かなり若返ったのでしょうか。どれ位、何歳位平均年齢が落ちたのか、若い方が例年よりどれ位採用される方が多くなったのか、その辺で結構ですから教えてください。

○ 義務教育課長

割合までは算出はしておりませんが、確かに今、ベテランの特に管理職が退職に伴いまして、小中特別支援合わせまして、約100名程、新規採用者があり、大分二極化していることは確かでございます。今、40代層がかなり少ない状況で、2、30代が増加している分、学校運営上の悩みがあるという状況がございます。

○ 小林委員

わかりました。以前は新規採用者は、何人位あったのですか。

○ 義務教育課長

年によって大分違いがございますけれども、今の40代の年代は市内一人も取れないという時もございました。

○ 小林委員

ありがとうございました。

○ 教育長

その他、ございますか。

○ 平田信江委員

2-2-5 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実というところで、「学校は、特色ある取り組みや教育を進めていると思う」と回答する保護者の割合、これが近年、横ばいということなのですけれども、保護者は我が子が通っている学校しか知らないことが多いかなと思います。他の学校の保護者との交流もある保護者であっても、さほど自分の子どもが通っている学校と他校との比較というのができないのじゃないかなと思うんですね。近年、横ばいというのは、恐らく特色ある学校作りをしているときは、うちの学校が変わったと思っても、それが当たり前になってくると、それが特色であるのが当たり前という感覚になってしまふところもあるのかなというふうに感じます。毎年、特色あるものを打ち出すというのは大変ではあるとは思うのですが、うちの学校はこうやっているというところを他の学校との比較で保護者に説明すると、もうちょっとこういう数字が上がるのかなと思い

ます。

○ 指導課長

平田委員のおっしゃる指摘の通りであると思います。親からすると我が子が通っている学校がスタンダードであって、他の学校と比べるという機会が、まずございません。ですので、指導課の方でも考えるところは、一つは先生方とか管理職が自信を持って、本校の特色はこういうことなんですよと、それが成果を上げているんですよ、というふうに情報発信することが大切であるというふうに思います。その際、やみくもに頑張ってますということを宣伝することが大切なではなくて、客観的な学校が運営をしていく上での指標に基づいて、やっていくことが特色であって、こういう効果があったのですという数値的なデータで示していくことが特色ある学校づくりを推進しているということを最も理解していただけることかなと思うものです。市川市教育委員会では、学校教育三ヵ年計画というのがございまして、学校管理職が自分の学校の学校運営の計画を作ります。本年度からその中身を改善いたしまして、自校が取り組んでいる重点項目、それはすなわち特色ある学校作りであるというふうに思いますが、それをどのように効果的だったのか、あるいは効果がなかったのかということを検証できるような書式に改めましたので、その結果がどのように出るのかということを見守って、検証してまいりたいと思います。以上でございます。

○ 平田信江委員

ありがとうございます。

○ 教育長

他にございますか。よろしいですか。それでは、最後の基本的方向3をお願いします。

○ 教育政策課長

続きまして、『基本的方向3 市川の教育の姿』についてご説明いたします。資料の68・69ページをお願いいたします。「3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進」でございます。成果指標は向上していることから、施策の実現が図られてきているが、重点事業については、活動が十分進められなかつたことが課題であり、今後は、合同研修など、相互参加するための検討、調整を進めていく必要がある、といたしました。こちらについては、68ページの重点事業「幼稚園教諭の研修の実施」の進捗がCであることを受けたものでございます。続きまして、75ページをお願いいたします。「3-2-2 子どもの安全を支援する体制の充実」です。76ページの施策の現状・課題のところですが、「成果指標が一部低下したこともあります、施策の実現が十分図られてきているとはいえない。低学年からの支援など早い段階からの支援のあり方が課題であり、今後は、少人数指導教員、スクールサポートスタッフ等によるきめ細かい指導を通して、早い段階からの不登校対策に取り組

むことが必要である、といたしました。これは、75ページの指標1、小学校の不登校児童の出現率が0.06ポイント増加していることや指標2が2ポイント減少したことを受けたものでございます。続きまして、84ページをご覧ください。「3-3-3 学校の危機管理体制の充実」では、85ページの施策の現状・課題及び対応でございます。「低下した成果指標が見られることから、施策の実現が十分図られてきているとはいえない。今後も継続的に安全に関する活動・取り組みができるよう指導・支援していく必要がある、といたしました。これは、84ページの指標1、こちらが減少したことを受けたものでございます。「基本的方向3 市川の教育の姿」についての説明は以上でございます。

○ 教育長

説明が終わりました。それでは基本的方向3につきまして、質疑等ありましたら、お願ひいたします。

○ 五十嵐委員

3に限らず、いじめに関することで、1-1-3で学校におけるいじめの認知件数が半分に減少していて、やはり成果が見られている。それが2-4-2のところも同じように学校支援コーディネーターの活用が1,000人も増えている、それで、そこでその人達が、いじめ防止に対して発達年齢に応じて色々学習プログラムを整備して実施して、それで成果が得られていると、それから今の3-3-4、ここは進捗状況はBでAとは言い切れないだろうとは思うのだけれども、それぞれがチームワーク良く連携しあった結果、それぞれ一個一個の部門で見るのではなく、市川教育全体を通して、例えば、いじめの数値を見たときには、成果が上がっているというようなことも、ちょっと遠慮深げにちゃんとアピールした方がいいのじゃないかな。これは各課を超えて、力を入れますっていうことを積極的にアピールしていくことも重点施策の中で述べたことが、少しずつ成果を上げている結果ではないかなと思うので、皆さん遠慮するけど、BではなくてAにしたり、アピールしていくこともとても大事なことなのではないかなと感じました。ぜひ、ブロックで見ないで、トータルで見たら地道な活動が、それからチームを組んでやることが成果を上げているというように私は読み取りましたので、ぜひ続けていただきたいと思います。もう一つ、3-2-2. 子どもや保護者を支援する体制の充実の分析のところで、相談体制を知らない保護者がいるのも原因の一つと考えられる、でも、ライフカンセラーや、ゆとり相談員って20年も学校にいるのですよね。体制を知らない、ピーアールの仕方がわからない、知っているのか、この辺の分析がわからないのですが、反対に自校、自分の学校だと相談しづらいとか、相談って相性というのがあるから、原因の一つなのだけれども、反対にこれ以外の相談機関って結構市川は色々に対応できるように窓口を持っているので、そんなところも77ページもあるか

ら、その辺の連携とかというのも大事なのかなと思いました。

○ 指導課長

この成果指標についての分析を指導課として担当したことから、このようにいたしましたけれども、確かに五十嵐委員おっしゃるように長年続けてきているものでございます。しかしながら、実際に現場でやってみると親御さんの方で、最初からライフカンセラーとか、ゆとり相談員の方に相談がある場合もありますが、物事の問題点が起きたときに、じゃあライフカウンセラー自身から「私が関わりましょうか」とか、あるいは学校の方から「ライフカンセラーさんと一緒に聞きましょうか」、といった提示の仕方がされることもございますので、そういうことへの反省もこめて、子ども達だけではなくて、保護者の皆さんもどうぞというような積極的な宣伝は必要かなと考えているところでございます。以上でございます。

○ 教育長

よろしいでしょうか。他に。

○ 平田信江委員

今の3-2-2のところで、77ページの参考というところで、不登校対策協議会運営事業、教育センターのところなのですけれども、ネットワークづくりの支援ということなのですが、これはここに書いてある家庭・学校・関係機関のネットワークづくりということなのでしょうか。例えば、不登校の子どもを持つ親同士が繋がって、お互いに自分の現状を気軽に話をしたりとか、客観的に自分を見れるようなそういう親同士、当事者の繋がりというのもここではやっているのですか。

○ 教育センター所長

不登校対策協議会運営事業のところで、学校教育部の3課が一緒になって、職員が集まって、情報を共有したりとか今後の対策とかリーフレットの作成、それから教育センターが主催しているのですけれども、土曜日に不登校の保護者の会という会合を開いたりとか、まだ私来たばかりなのですけれども、6月にその会を開く予定になっております。また、そこで色々な部分で子ども達だけではなく、保護者の方も悩みとか色々とお困りな部分もお話ししが出てきて、そこでセンターの職員が相談を長期にわたって、今後の対応を図っていけるのではないかと、これも継続されている事業です。以上です。

○ 平田信江委員

ありがとうございました。

○ 教育長

他に。

○ 保健体育課長

21ページ、1-3-1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進の
2、小児生活習慣病予防検診の児童生徒の有所見率のところについて、ご説

明を申し上げます。先ほどは説明が非常にわかりづらくて申し訳ございませんでした。昨年、降雪のため2次検診を受けなかつた対象者が希望し、のところでございますけれども、この小児生活習慣病の予防検診につきましては、対象者が公立の小学校の5年生の希望者と前年度、有所見者の希望者になっております。ここで言っている昨年というのは、25年度に実は有所見者だった子ども達が2次検診を受けて、医師の指導等を受ける訳ですが、25年度は雪が降り、積もってしまい、2次検診を受けられなかつた子ども達が、前年度に医師の個別指導を受けられなかつたということで、有所見の子ども達の受診率が非常に上がりました。そういうことによりまして、全体の有所見率が上がったということでございます。ちなみに平成26年度は、小学校5年生の受診者が2,817名で、前年度の有所見者の受診者が265人と今回の有所見者の子ども達の受診率がかなり上がったことによりまして、全体の有所見率も上がったということでございます。説明がうまくできませんでした、申し訳ございませんでした。以上でございます。

○ 教育長

よろしいですか。

○ 小林委員

わかりました。25年度はもう少しあつたかもしれないということだと思うのですが、この、すこやか健診はもうずっと市川市でやってきているから、段々有所見者が活動によって少なくなっているべきであろうかと思ったのですが、ちょっと増えているので気になったところです。

○ 教育長

よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第3号 市川市中高連携推進に関する基本構想の策定についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の3ページをお願いいたします。今回の件は、先月4月の勉強会で説明した案件でございます。まず、今回、提案いたします理由でございます。第2期市川市教育振興基本計画に基づきまして、中学校及び高等学校間の連携推進を図るため、その基本となる構想を定める必要があるためございます。それでは、基本構想につきまして、別冊資料「市川市中高連携推進に関する基本構想（案）」をご覧ください。もう1冊の資料は、補足資料ということで、基本構想の中の文中に注がございます。その注に対応した資料

でございますので、よろしくお願ひいたします。それでは、はじめに、資料の1ページ「1. はじめに」と「2. 学校段階間の連携・接続をめぐる市川市教育委員会の取組」でございます。学校段階間の連携・接続の推進が求められる中、市川市では、平成21年度からスタートいたしました第1期教育振興基本計画に「中学校ブロック単位での学校間連携の推進」を掲げ取り組んできました。その結果、現在では、どの中学校ブロックでも高等学校との連携が様々な形で進んでいる状況にあります。そこで、平成26年度から始まりました「第2期教育振興基本計画」期間については、これまでの成果を踏まえまして、中学校ブロック単位での中学校と高等学校との学校間連携の取り組みをさらに進めるため、「中高連携推進事業」を推進することいたしました。続きまして、2ページ下の「3. 市川市中高連携推進事業」につきまして、これは、3つの基本方針により、推進してまいりたいと考えております。まず1つ目は、(1) 公立・私立を含め、多様な教育資源を有する「文教都市 市川」の特色を最大限に生かした取り組みとして展開することでございます。本市の政策課題につきましては、数値で示しておりますが、「少子化」と「子どもの流出」の2つございます。この2つの課題に対しまして、教育の面から貢献できないかと考え、「千葉の子どもは千葉で育てる」「市川の子どもは市川で育てる」を共通の理念といたしまして、設置者の立場を越えた学校間の連携を進めることにより、「文教都市 市川」の特色を生かした質の高い教育を実現したいと考えております。これが、1つの方針でございます。続きまして、3ページ下段をお願いいたします。2つの方針は、現代的な課題への対応でございます。中高連携を推進するために、現代の中高生をめぐる課題に対応した取り組みにしたいと考え、4ページからの学力向上。また、5ページからのキャリア教育。そして、6ページからの豊かな心と健やかな体の育成という3つの課題を設定いたしました。最後に3つの方針でございます。7ページをお願いいたします。中高連携の取り組みをさらに深化させることいたしました。先ほども述べましたとおり、全ての中学校ブロックにおいてブロック内に所在する高等学校等との間で、様々な学校間連携に取り組んでいる状況にありますが、大きく分けて2つの課題がございます。1つ目は、県立高等学校との中高連携の取り組みについてでございます。これらの連携は、進んではいるのですが、課題として、その内容が一時的・部分的な取り組みにとどまっていることが、まず1つございます。2つ目は、私立高等学校との連携の取り組みについては、県立高校に比べ、取り組みが少ないということでございます。こうした現状を踏まえまして、連携の取り組みを深化させていきたいと考えたものでございます。続きまして、7ページ、具体的な取り組みでございます。まずははじめに、本日説明している中高連携の基本構想や研究指定校の実施計画の審査等につきましては、市川市教育委員会、千葉県教育委員会、市内の私立学校代表者、有識者

で構成されます「市川市中高連携連絡協議会」において、ご意見を頂戴することとしております。この協議会につきましては、平成27年2月と3月に開催いたしまして、貴重なご意見を頂戴したところでございます。次に、県立高校との連携では、市内の中学校を研究指定校といたしまして、県立高校との間で教育課程上の連携を深めることといたしました。具体的には、国府台高校と第一中学校、市川工業高校と第八中学校、市川南高校と高谷中学校に研究をお願いすることといたしました。また、私立高校との連携につきましては、現在行っている取り組みの延長線上での学校間連携の取り組みを推進したいと考えております。今後の予定でございますが、今日この基本構想が決定いたしましたら、総合教育会議におきまして報告していく予定でございます。以上、「市川市中高連携推進に関する基本構想の策定について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 平田信江委員

3ページ上から4行目のところで、市川の中学校を卒業した生徒全体の57.4%が市外の高等学校、それから全体の14.7%の生徒が東京都をはじめとする県外の高等学校ということで、資料3を見ますと、全体的に市外、県外に流れているというのはすごくよくわかるのですが、逆に県外や市外から市川もしくは千葉の方へ流れてくる生徒たちの割合というのはどの位なのでしょうか。

○ 教育政策課長

すみません。ちょっと今手持ちではございませんので、後日確認させていただいて、ご報告させていただきます。

○ 教育長

他にございますか。よろしいですか。他に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第4号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育総務課長

議案の4ページをご覧ください。まず、今回、本規則の一部改正をすることといたしました理由でございます。市川市では、外環道路開通に合わせまして、平成29年度中に供用開始を予定している（仮称）道の駅いちかわにつ

いて、平成27年7月に、指定管理者の公募を行うことを予定しておりますが、公募にあたって、新たに複数の法人等が共同連帶する共同事業体も指定管理者とすることができまするようにいたしました。そのため、市長は、「市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則」を改正し、当該団体が指定管理者の指定の申請を行う場合の申請書等の規定について、新たに定めることといたしました。このことを踏まえまして、教育委員会におきましても、教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続きについて、同様の改正を行う必要があるものでございます。続きまして、改正の内容をご説明いたします。議案の7ページ、新旧対照表をご覧ください。改正後の第2条でございます。本条は、共同事業体が、教育委員会の管理する公の施設の指定管理者の指定を受けるにあたり、申請を行う場合の申請書及びその添付書類を定めるものでございます。最後に、「施行期日」でございます。戻りまして、議案の5ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の規則の適用日について定めるものでございます。教育委員会が管理する公の施設につきましては、共同事業体も対象に含めた指定管理者の公募は今のところ想定してはございませんが、今後、共同事業体も対象とした指定管理者の公募をすることとなった場合にも対応できるようにしておく必要がありますことから、公布の日をこの規則の施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

これは何の施設ですか。市川市教育委員会公の施設というのは、これは具体的には何でしょう。外環道に関係あるのですか。

○ 教育総務課長

ただいま説明いたしましたが、平成29年度中に東京外郭環状道路が開通する予定でございますが、その高速道路の沿道の一般道に道の駅というサービス施設を市で建設することになりました。現状では、指定管理を受ける団体、法人というのは、単独の法人でなければならないという規定ですが、これについて、今後、共同事業体ということで、複数の法人が共同連帶した事業体も受けられるように市が規則を改正しましたので、教育委員会についても現在、予定はございませんが、それを想定して規則を改正するものでございます。以上でございます。

○ 内田委員

道の駅というのは、教育委員会の公の施設になるのですか。

○ 教育総務課長

道の駅については、教育委員会のものではなくて、市長部局、所管が街づ

くり部が担当しております。以上でございます。

○ 内田委員

わからないのは、何で教育委員会の公の施設の手続きを、教育委員会が何か公の施設を作るということは有り得るのですか。

○ 教育総務課長

教育委員会の指定管理については、今、市川駅南口図書館と保育クラブ、この2点となっておりますけれども、将来的に例えば公の施設といいますと、公民館とか博物館も含めございますが、そういうものが将来、指定管理になった場合に共同事業体も受け入れるという改正でございます。

○ 内田委員

わかりました。それは道の駅とか外環道とは関係ないということですね。

○ 教育総務課長

直接は関係ございません。以上でございます。

○ 教育長

他にございますか。よろしいですか。質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第5号 市川市教育委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育総務課長

議案の8ページをご覧ください。まず、今回、本規則の一部を改正することといたしました理由でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれ、教育委員長の職務であった教育委員会の会議を主宰することが新教育長の職務とされたところでございます。しかし、教育長自身に関する議題を取り扱う場合や各委員が積極的に議題に関わることで教育委員会の審議が活性化することが期待できると教育長が判断した場合には、教育長が指名する委員に議事の進行を行わせることができます。なお、千葉県教育委員会におきましても同様の内容で、千葉県教育委員会会議規則の改正を行っております。続きまして、主な改正の内容をご説明いたします。それでは、議案の10ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、改正後の第31条の2をご覧ください。教育長が必要と認めるときは、議題の宣告、議案等について説明を求めることが、議案の採決など第3章第4節から第6節までに規定する教育長の職務の一部を教育長の指名する委員に行わせることができる旨の規定を加えるもの

でございます。最後に、「施行期日」でございます。戻りまして、議案の9ページ、「附則」をご覧ください。この規則による改正後の規則の適用日について定めるものでございます。速やかに会議における教育長の職務の代行をさせることができるようにするため、公布の日をこの規則の施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

議案11ページをご覧ください。はじめに、奨学生選考委員会の概要につきまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として奨学資金制度を設けておりますが、教育委員会の諮問機関として市川市奨学生選考委員会を設置し、奨学生的選考についてご審議いただいているところでございます。委員の構成は、市川市奨学資金条例施行規則第12条の規定により、私立学校関係者1名、公立高等学校関係者1名、市立中学校関係者1名、PTA連絡協議会関係者1名、民生委員児童委員協議会関係者2名、学識経験者2名、合計8名でございます。議案12ページをご覧下さい。そのうち、私立学校関係者と公立高等学校関係者は、昨年度をもって退任されました。つきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定により、委員は8名をもって組織するとされておりまことから、新たな委員の委嘱について、ご提案させていただくものでございます。私立学校関係者につきましては、私立学校関係者の協議により、学校法人奥野木学園 不二女子高等学校長、奥野木 雅彦委員を、公立高等学校関係者につきましては、千葉県立高等学校長協会市川地区の推薦により、千葉県立市川南高等学校長 浅野 修一委員を、それぞれ委嘱したいと考えております。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定により、前任者の残任期間である平成27年11月30日までとなります。以上でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号 平成27年度市川市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育センター所長

資料の14ページから15ページをご覧ください。提案の理由でございますが、委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を新たに委嘱するものでございます。昨年度から引き続き委嘱する方が7名、今年度より新規委嘱する方が6名となっております。なお、女性の割合は13名中4名で、31%となっております。以上でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について、議案第9号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について、及び議案第10号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について、ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

ご異議がないようですので、同条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。本件の審議については、本日の案件がすべて終了

してから行います。続きまして、「その他」に入ります。(1) 平成27年度中学生海外派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

毎年、夏に行っております中学生海外派遣事業につきまして、今年度の日程が決まりましたので、内容と併せてご説明いたします。今年度の中学生海外派遣事業も、市内公立各中学校から推薦されました16名の生徒を、7月18日土曜日から8月1日土曜日までの15日間派遣する予定となっております。現在、団長をはじめ、引率教諭、派遣生徒の決定事務をすすめております。派遣者の決定後は、今月23日土曜日に派遣生徒及び保護者へ事前説明会を行います。翌週、30日から毎週土曜日に事前研修会を開き、ドイツに関する知識や語学の学習、現地で発表する課題制作等を行ってまいります。また、派遣中の生徒は、ドイツ人生徒の家庭にホームステイすることにより、直にドイツ文化に触れ、また、現地の学校への体験入学により同校の生徒との親交を深めてまいります。詳細につきましては、次回の定例教育委員会で報告をさせていただきます。なお、平成26年度中学生海外派遣報告書が整いましたので、ご覧ください。以上でございます。

○ 教育長

よろしいでしょうか。これより、議案第8号、第9号及び第10号の審議に入りますが、会議規則第10条の規定により、指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長、次長、教育政策室長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人及び指定職員以外退席】

○ 教育総務課長

教育長、再開をお願いいたします。

○ 教育長

議事を再開いたします。議案第8号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の別冊議案資料の1ページから9ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。この協議会の運営に関する規約に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。のことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第12号に基づき、本日提案するもの

でございます。なお、本年度は平成28年度使用の教科用図書のうち、中学校及び特別支援学校の中学校部において使用する教科書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第9号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第12号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

これは前年と踏襲というような形なのですか。

○ 指導課長

はい。前年を踏襲してございます。

○ 教育長

他にございますか。よろしいですか。他に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第10号 平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることから、教育委員会は採択地区協議会の委員を選任することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第12号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました平成27年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、6番目の市川市P.T.A連絡協議会会长は、5月27日の総会で選出される予定となっておりますので、所属・職名のみで提案させていただいております。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。
質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 教育総務課長

それでは、ここで退席しております職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成27年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時27分閉会)